

要介護認定調査支援システム構築業務仕様書

1. 業務名

要介護認定調査支援システム構築業務

2. 目的

本業務は、要介護認定調査業務にデジタル技術を導入し、作業の効率化やセキュリティ面の向上をはかり、迅速な介護サービスの提供を図ることを目的とする。この目的を実現するため、認定調査票の作成業務を支援できるシステムが搭載されたタブレット端末等の導入・運用を行うものである。

3. 業務委託内容

本システムに係る以下の業務

- ・ハードウェア機器の初期設定等の支援
- ・ソフトウェアの導入
- ・運用試験
- ・ソフトウェアの保守
- ・操作研修の実施
- ・問合せ等への対応
- ・操作マニュアル、試験成績表

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

5. 実施スケジュール

令和8年10月から利用できるよう、令和8年9月までにシステムの導入後、タブレット端末等の設定支援及び動作確認を行うものとする。なお、設定等の詳細なスケジュールについては、協議を行い決定する。

6. 運用時間

24時間365日を通じて利用が可能であること。(事前協議によるメンテナンス等の停止は除く。)

7. 本システムの基本内容

(1) タブレット端末等へのログインについては、認証キーまたはID/パスワードによるログイン認証によるものとし、内部にある情報は暗号化等により、第三者による外部アクセスでの情報取得を防げるものとする。

(2) 認定調査員が外部でタブレット端末等を使用し、認定調査票の基本調査項目の選

択ができるとともに、選択漏れ等があった場合はエラー表示ができるものとする。基本調査項目の選択画面から容易に調査員マニュアル等の表示もできるものとする。

(3) 認定調査票の特記事項の入力ができるものとし、特記事項のリスト入力ができるなど補助機能が充実しているものとする。

(4) 本市で導入しているシステムから出力した対象者情報の CSV 取り込みを可能とするシステム、またそれと等しいオプションがあるシステムであること。

(5) 本市で、導入しているシステムと連携できるように CSV を出力または、出力した CSV から本市の認定調査票を出力できるシステムとする。

(6) システムへのデータ連携時は、端末内の指定フォルダに認定調査票データを格納できるものとし、データ連携後はフォルダ内に残存している認定調査票データを自動で消去できるものとする。

(7) 外部からの不正アクセス等による情報流出を防ぐため、インターネット接続することなく(1)～(6)の業務を実施できるものとする。

8. システムの動作環境

以下の仕様を満たすこと。

(1) システム運用に支障のない、十分なスペックのハードウェアで構成すること。

(2) システム運用時のアクセス性能は良好な反応速度を保つこと。

(3) 紛失・盗難時のデータ流出を防ぐための措置が講じられていること。

9. 保守要求仕様

本仕様書にて導入するシステムに対する問い合わせ対応を、以下のとおり実施すること。

(1) オペレーターもしくは技術者が、平日午前9時30分から午後5時30分まで対応

できること。

(2) 電話またはメールでの問い合わせ対応を実施すること。

10. 操作研修

(1) 本市職員(対象人数5名程度)を対象とした操作研修を行うこと。

(2) 研修は1回につき約2時間程度とし、本稼働日前に現地1回以上行うものとする。

(3) 研修資料等は必要部数を受託者が用意するものとする。

(4) 操作研修後の問合せについても、適宜対応すること。

11. システム導入後の動作支援

システムの運用を円滑に行うため、必要な問い合わせ対応支援ができるように対応すること。

12. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者で協議の上、誠意をもって解決する。

13. その他

(1) 本システムの導入において、遂行上知り得た一切の情報は本業務のみで使用し、本市の同意なくして第三者に漏えいまたは開示してはならない。

(2) 本業務の実施完了後は、これに関する情報を本市へ返却するか確実に廃棄すること。

(3) 個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法令及び規範を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し個人の権利または利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うこと。